

基本料金(介護老人保健施設)

基本部分(介護保険1割・2割・3割負担)(基本型)

項目	要介護1				要介護2				要介護3			
	料金(円)			単位数	料金(円)			単位数	料金(円)			単位数
	1割	2割	3割		1割	2割	3割		1割	2割	3割	
基本サービス費(従来型個室)	769	1,538	2,306	717	818	1,636	2,454	763	888	1,776	2,663	828
基本サービス費(多床室)	851	1,701	2,551	793	904	1,808	2,712	843	974	1,947	2,921	908

項目	要介護4				要介護5			
	料金(円)			単位数	料金(円)			単位数
	1割	2割	3割		1割	2割	3割	
基本サービス費(従来型個室)	947	1,894	2,840	883	1,000	1,999	2,998	932
基本サービス費(多床室)	1,031	2,061	3,091	961	1,085	2,170	3,255	1,012

加算料金(介護保険1割・2割・3割負担)

項目	料金(円)			単位数	備考
	1割	2割	3割		
夜勤職員配置加算	26	52	78	24	手厚い職員配置を行なっている場合
短期集中リハ加算Ⅰ	277	554	830	258	(Ⅱ)の要件を満たし、集中的にリハビリを行う場合及び評価を厚生労働省へ情報を提出
短期集中リハ加算Ⅱ	215	429	644	200	入所日から3ヶ月以内の期間、集中的にリハビリを行った場合
認知症短期集中リハ加算Ⅰ	258	515	772	240	(Ⅱ)の要件を満たし、集中的にリハビリを行う場合及び居宅又は福祉施設等を訪問し、リハビリ計画を作成する場合
認知症短期集中リハ加算Ⅱ	129	258	386	120	認知症の方に入所日から3ヶ月以内の期間、集中的にリハビリを行った場合
認知症ケア加算	82	163	245	76	日常生活に支障をきたすような病状等または意思疎通困難者に対してサービスを行なった場合
若年性認知症受入加算	129	258	386	120	若年性認知症の方の受入れを行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	55	110	165	51	在宅等へ退所の際の指標項目を満たしている場合
外泊時費用	389	777	1,165	362	外泊の場合。(基本サービス部分に代えて)
外泊時在宅サービス利用費用	858	1,716	2,573	800	外泊時、老健より提供される在宅サービスを利用する場合(基本サービス部分に代えて)
ターミナルケア加算11	78	155	232	72	死亡日前 31～45日
ターミナルケア加算21	172	344	515	160	死亡日前 4～30日
ターミナルケア加算31	976	1,952	2,927	910	死亡日前 2～3日
ターミナルケア加算41	2,037	4,074	6,111	1,900	死亡日
初期加算Ⅰ	65	129	193	60	急性期医療を担う一般病棟への入院後30日以内に入所した者。地域医療情報連携ネットワークの実施。空床情報を公表をする場合
初期加算Ⅱ	33	65	97	30	入所日から30日間
退所時栄養情報連携加算	76	151	226	70	特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にある入所者の退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供する場合
再入所時栄養連携加算	215	429	644	200	医療機関入院後、施設再入所時と大きく異なる栄養管理が必要になった場合
入所前後訪問指導加算Ⅰ	483	965	1,448	450	退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画書の作成を行った場合
入所前後訪問指導加算Ⅱ	515	1,030	1,544	480	退所後生活する居宅を訪問し、生活機能の具体的な改善目標を定め退所後の生活に係る支援計画を作成した場合
試行的退所時指導加算	429	858	1,287	400	試行的な退所時に、療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算Ⅰ	536	1,072	1,608	500	入所者が居宅へ退所する場合
退所時情報提供加算Ⅱ	268	536	804	250	入所者が医療機関へ退所する場合
入退所前連携加算Ⅰ	644	1,287	1,930	600	退所後の居宅介護支援事業所と連携し、退所後の居宅介護サービス等の利用方針を定める場合
入退所前連携加算Ⅱ	429	858	1,287	400	退所後の居宅介護支援事業所に対し、診療状況を示す文書を添えて居宅介護サービスに必要な情報を提供している場合
訪問看護指示加算	322	644	965	300	診療に基づき作成・交付した場合
協力医療機関連携加算	108	215	322	100	【令和7年3月31日まで】当該入所者の病歴等を共有する会議を開催する場合
協力医療機関連携加算	54	108	161	50	【令和7年4月1日以降】当該入所者の病歴等を共有する会議を開催する場合
協力医療機関連携加算	6	11	17	5	上記以外の協力医療機関と連携している場合
栄養マネジメント強化加算	12	24	36	11	栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を実施している場合
経口移行加算	31	61	91	28	経管食から経口摂取を進めるため特別な支援を行なった場合
経口維持加算Ⅰ	429	858	1,287	400	摂食機能障害や誤嚥を有する方に対して、食事の観察及び会議等を行なった場合
経口維持加算Ⅱ	108	215	322	100	協力歯科医療機関を定め、経口維持加算Ⅰの管理に医師、歯科医師等が加わった場合
口腔衛生管理加算Ⅰ	97	193	290	90	歯科衛生士が口腔ケアを行なっている場合
口腔衛生管理加算Ⅱ	118	236	354	110	口腔衛生等の管理に係る計画の内容等を厚生労働省に提出し、口腔衛生等管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
療養食加算	7	13	20	6	糖尿病食等の治療食を提供した場合 ※1食あたり
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰイ	151	301	451	140	入所前の主治医と連携し、6種類以上の内服薬が処方されており、内服変更後に他職種で確認する場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰロ	76	151	226	70	施設において入所前6種類以上内服薬が処方されており評価及び調整を実施する場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	258	515	772	240	上記Ⅰを算定し、服薬情報等を厚生労働省に提出し薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	108	215	322	100	上記Ⅰ・Ⅱを算定し、かかりつけ医と共同し内服薬の種類を1種類以上減少させている
緊急時治療管理	556	1,111	1,666	518	救命救急のため、投薬・検査等を行なった場合
所定疾患施設療養費Ⅰ	257	513	769	239	特定の疾患について、投薬・検査・注射・処置等を行なった場合

項目	料金(円)			単位数	備考
	1割	2割	3割		
所定疾患施設療養費Ⅱ	515	1,030	1,544	480	特定の疾患について、投薬・検査・注射・処置等を行なった場合(医師が感染症対策に関する研修を受講している場合)
認知症緊急対応加算	215	429	644	200	緊急の入所が必要と判断された場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	57	114	171	53	リハビリテーション実施計画を厚生労働省へ提出すると共に口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定する場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	36	71	107	33	リハビリテーション実施計画を厚生労働省へ提出しハ提供に当たって適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	4	7	10	3	褥瘡の発生と関連のあるリスクを評価し、褥瘡ケア計画を作成している場合
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	14	28	42	13	施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされたご入所者について褥瘡の発生のない場合
排せつ支援加算Ⅰ	11	22	33	10	排泄に介護を要し、要介護状態の軽減の見込みについて評価している場合
排せつ支援加算Ⅱ	17	33	49	15	入所時と比較して、排尿・排便の状態が改善するとともに悪化がない場合
排せつ支援加算Ⅲ	22	43	65	20	排尿・排便の状態が改善し、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
自立支援推進加算	322	644	965	300	医師が自立支援に必要な医学的評価を行うとともに、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加している場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ	43	86	129	40	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の情報を厚生労働省に提出し、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合(Ⅱでは疾病の状況や服薬情報等の情報も加える)
科学的介護推進体制加算Ⅱ	65	129	193	60	
安全対策体制加算	22	43	65	20	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	11	22	33	10	第二種協定指定医療機関との新興感染症発生時等の対応を行う体制を確保する場合
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	6	11	17	5	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関と3年に1回以上感染制御に係る実施指導を受ける場合
新興感染症等施設療養費	258	515	772	240	厚生労働省が定める感染症が発生した場合、月に1回 連続5日を限度として算定
生産性向上推進体制加算Ⅰ	108	215	322	100	(Ⅱ)の要件を満たし、データによる業務改善の成果、見守りテクノロジーを複数導入している場合
生産性向上推進体制加算Ⅱ	11	22	33	10	データによる業務改善の成果、見守りテクノロジーを1つ以上導入している場合
サービス提供体制加算Ⅰ	24	48	71	22	介護福祉士の割合が基準以上の場合
処遇改善加算Ⅰ					総単位数の7.5%

* 介護保険に関する項目の料金(目安)は、所定の単位数に10.72円を乗じた額の1割、2割又は3割となっております。

自己負担分(介護保険外)

項目	料金(円)	備考
食費	2,150	内訳)朝:466円 昼:985円 夕:699円 おやつは昼食に含まれます。 注1
居住費(従来型個室)	1,778	建設費用および光熱水費から算定 注1
居住費(多床室)	741	建設費用および光熱水費から算定 注1
個室利用料「Aタイプ」	3,850	28室(トイレあり、テレビ使用料を含む) *2階個室を除く
個室利用料「Bタイプ」	3,300	30室(トイレなし、 //) *2階個室を除く

注1) 介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、認定証に記載されている限度額を上限とします。

◆その他料金

項目	料金(円)	備考
理美容(カットのみ)	2,100	
理美容(シャンプー・ブロー)	2,100	
理美容(カット・シャンプー)	2,850	
理美容(顔剃り)	1,400	
理美容(毛染め)	4,250	シャンプー込み
理美容(パーマ)	6,400	シャンプー込み
テレビ使用料	110	1日あたり
電気使用料	55	1日あたり
洗濯機使用料	300	1回あたり
乾燥機使用料	100	1回あたり
特別な食事料	実費	コーヒー・紅茶・牛乳等の嗜好品を提供した場合。
教養娯楽費	実費	・手工芸 ・フラワーアレンジメント 等
ご家族様 食事(朝食)	右記参照	朝食:583円 昼食:858円 夕食:858円 おやつ:165円
文書作成料	実費	・各種診断書 ・その他文書 等
日用品費(Aセット)	330	1日あたり。業者との直接契約となります。 【内容】・歯ブラシ ・歯磨き粉 ・ハミングッド ・舌ブラシ ・モンダミン ・BOXティッシュ ・コップ ・ヘアブラシ ・ベビーローション ・バスタオル ・メディカルタオル
日用品費(Bセット)	440	1日あたり。業者との直接契約となります。 【内容】Aセットに 入れ歯ケース・入れ歯洗浄剤(ホリデント等)を加えたもの
日用品費(タオルレンタルセット)	275	1日あたり。業者との直接契約となります。 【内容】・バスタオル ・メディカルタオル ・BOXティッシュ
私物洗濯委託費	880	1ネットあたり。ネットサイズ(40cm*60cm) 業者との直接契約となります。

●日用品・私物品洗濯をご希望の方は、事務所までお知らせ下さい。